

令和4年1月20日

町会・自治会長 各位

世田谷区町会総連合会

会長 三羽 和彦

世田谷区町会総連合会研修会の中止について

日頃より、町会総連合会の運営や事業に温かいご支援、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

1月6日(木)の理事会で、町総連研修会「コロナ禍における町会・自治会運営」の開催を2月9日(火)に予定していることについてご報告したところです。

その後、新型コロナウイルス感染者の増加が続いていることから、開催の可否について検討して参りましたが、国においてまん延防止等重点措置が適用されるなど、健康上の配慮を最優先させるべき状況と判断し、開催を中止することとさせていただきます。

なお、本研修会は来年度に日程を改めての開催を検討してまいります。

ご理解・ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

また、世田谷区市民活動・生涯現役推進課から「国からの『布マスクの配布の申込方法の変更』について」の周知の依頼がありましたので同封させていただきます。本来は、世田谷区から発送すべきものですが、度重なるお知らせによる町会・自治会長様のご負担を軽減できますよう、町会総連合会からとりまとめてお送りすることとしたものです。

ご理解のうえ、ご確認をお願いいたします。

世田谷区町会総連合会事務局

5 4 8 1 - 3 4 5 6

令和4年1月20日

各町会・自治会長様

世田谷区生活文化政策部

市民活動・生涯現役推進課長 加野 美帆

国からの「布マスクの配布の申込方法の変更」について

至急のご連絡です。

1月7日付で『国からの「布マスクの配布に関するお知らせ」について』をお知らせしたところ、国から申し込み期限の延長の連絡があり、1月17日付の『国からの「布マスクの配布の申込期限の延長」について』でお知らせしたところです。

この度は、申込方法の変更の連絡が、同封のちらしのとおり国からありましたので、度々のご連絡となり恐縮ですが、お知らせいたします。

**申込方法 【変更前】** 指定のメールアドレス（ ）に送付

**【変更後】** 厚生労働省ホームページ内の専用フォームから申し込み

指定のメールアドレスについて

以前お送りしたちらしに記載されたメールアドレスは、国に確認したところ1月14日をもって使用ができなくなったとのことです。

1月15日以降にメールアドレスあてに申し込みをされた場合は、お手数ですが、再度、専用フォームからお申込みください。

担当：市民活動・生涯現役推進課調整係

大石、舩川

電話 03 - 6304 - 3166

# 個人・団体（介護施設等を除く）等の皆様へ 布マスクの配布に関するお知らせ

## ※ 申出フォームによる申込方法に 変わりました

布マスクの配布を希望される場合、  
令和4年1月28日（金）までに申出をお願いします。

### 1 布マスクの配布について

今般、希望する個人等（※）に対して布マスクを配布することとしました。  
配布を希望する場合はこのリーフレットに沿って、令和4年1月28日（金）  
までに厚生労働省まで申出を行ってください。

※ 個人のほか、自治会・町内会等で複数人分をまとめて申請することも可能です。

※ 配布する布マスクの大きさは以下のとおりです。

・平型（綿）：9.5×13.5 cm ・立体型（ポリエステル）14.0×20.0 cm

（大きさについて、個体により多少の誤差があります）

※ 応募多数の場合は、希望数どおりに配布できない場合がありますが、こうした場合において申請者に個別に連絡することはいたしませんので、あらかじめご了承くださいませようよろしくお願いいたします。

### 2 配布枚数・配送形態

原則として100枚単位で必要な枚数を配布します。

※ 各枚包装されたものを1箱（300×215×150mm）あたり100枚を梱包して配布します。なお、配布枚数が1,000枚を超える時は、1箱（490×470×400mm）あたり1,000枚を梱包して配布します。

（大きさについて、個体により多少の誤差があります）

### 3 申出フォーム

HPに掲載している申出フォームに必要事項を入力し申出を行ってください。

（詳細はこちら）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/mask\\_haifu\\_kibou.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/mask_haifu_kibou.html)

（お問合せ先）

電話番号：0120-829-178（9時～18時、土日祝日も実施）

※電話が集中し、つながりにくい場合がありますのでご了承ください。



送料や手数料など、どのような名目であれ、マスクの配布に関して費用の負担をお願いすることはありません。ご注意ください。

# 布製マスクの配布希望の申出方法

## 申出フォームによる申請

ホームページへアクセス

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/mask\\_haifu\\_kibou.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/mask_haifu_kibou.html)

⇒各種事項を確認のうえ、掲載している専用の申出フォームへアクセスし、施設名、住所、電話番号、必要枚数など必要事項を記入し申出送信

※ 自治体、個人、団体とで申出フォームが異なります

## 申出

## 厚生労働省で、申出内容を確認

※確認のためのお問合せをさせていただく場合があります。

※応募多数の場合は希望数どおりに配布できない場合があります。

## 2月以降に順次配布

(お問合せ先)

電話番号：0120-829-178（9時～18時、土日祝日も実施）

## Q & A

Q.到着の日時を指定することはできますか。

A.団体からの申請については、原則的に平日昼間の到着になります。

なお、個人からの申請については、平日の受け取りが難しい場合は、提出様式その旨記載いただければ、希望の曜日・時間帯に到着するよういたします。

(特定の日には指定できませんのでご了承ください)

Q.申出した布製マスクはいつ頃に届きますか。

A.2月以降に順次配布いたします。